

第3回 地方税制のあり方に関する検討会
議事次第

令和7年5月9日（金）
13時30分～15時30分
合同庁舎2号館7階 省議室

- 1 開会
- 2 村上総務大臣挨拶
- 3 議事
（1）道府県民税利子割について
- 4 閉会

配布資料

- （資料1）論点整理（第2回検討会での議論を踏まえた修正等）
- （資料2）利子割税収の分析
- （資料3）税収帰属の適正化に向けた方策の検討

令和7年5月9日

資料1

論点整理

(第2回検討会での議論を踏まえた修正等)

総務省自治税務局市町村税課

1. 基本的な考え方

- 令和7年度与党税制改正大綱を踏まえた「抜本的な方策」の検討にあたって、基本的な考え方として、昭和63年度の利子割導入時同様、「現実的かつ実行可能な制度」を求めていくべきか。
- また、インターネット銀行の伸長に加えて、日銀の政策金利の引上げ等による足下の金利動向等を踏まえれば、「あるべき税收帰属との乖離」がさらに拡大する可能性があり、早急に対応を行うべきか。
- 個人住民税は「地域社会の会費」的な性格を有しており、地方団体が提供する受益に対する負担という対応関係（応益性の原則）から、納税義務者の住所地に帰属させることが原則であることには変わりはないか。
- 「あるべき税收帰属」と利子割税收の現状との乖離状況等についてどのように考えるか。客観的なデータ等により把握することは可能か。

2. 税收帰属の適正化に向けた方策

- 「抜本的な方策」の一つとして、配当割等と同様に、各口座に紐づけられた金融機関等が把握している預貯金者の「住所地」の都道府県に納付する方法が考えられるか。
- その際、検討の前提として、金融機関等が把握している「住所地」情報について、「どの程度正確性が担保されているか」について定性的もしくは定量的に把握した上で議論を進めていく必要があるか。
- また、令和7年度与党税制改正大綱においては「金融機関等の事務負担に配慮」するとされているが、事務負担としてどのようなものがあるか。

2. 税収帰属の適正化に向けた方策(続き)

- 各口座に紐づけられた金融機関等が把握している預貯金者の「住所地」の都道府県に納付する方法以外のものとして何が考えられるか。
- 「現実的かつ実行可能」なものとして、現行の金融機関と地方団体間における利子割納付事務に変更を生じさせない範囲で実現する方法についても検討を進めていくべきではないか。
- この点、営業所所在地の都道府県に収められた利子割税収について、各都道府県間で一定の客観的な指標に基づいて税収帰属の適正化(清算)を行うことが考えられるか。
- 清算の仕組みの検討にあたっては、以下の点に留意しながら検討を進めるべきか。
 - ・ どういった場合に清算制度が導入可能と整理できるのか →第2回でのご指摘を踏まえて追記
 - ・ 客観的なデータによる説得力のある清算基準を設定することができるのか
 - ・ 地方団体等における事務負担としてどのような課題があるのか
 ※現行の利子割納付事務や市町村への交付事務について見直すべき点がないかの検討を含む。
 →第2回でのご指摘を踏まえて追記
- なお、譲与税化については、国税化を伴うものであり、現行の納付事務に変更を生じさせるため、上記の観点からは不適当ではないか。また、利子割は個人所得課税であり、当該所得のみを国税化する場合に、個人所得課税の「個人が稼得する経済的な価値を、できる限り広く、包括的に捉える」という基本的な考え方にも沿わないのではないか。

3. その他留意すべき事項等

- 中長期的な視点として、地方税務手続のデジタル化などにより、金融機関が住所地を効率的に把握する環境が整うかどうかなど、利子割に係る申告・納付手続を巡る社会経済構造の変化についても留意していくべきではないか。

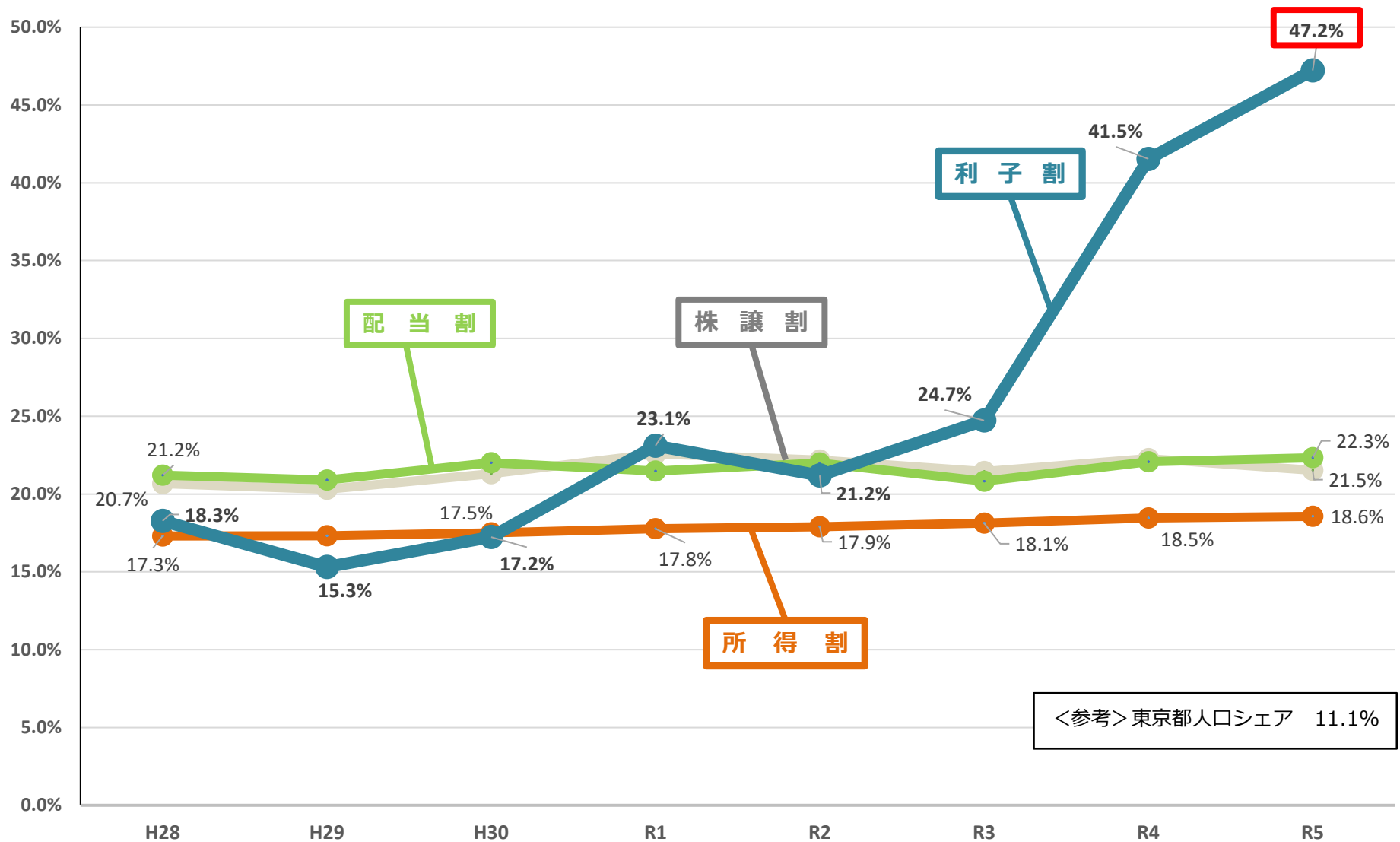
令和7年5月9日

資料2

利子割税収の分析

総務省自治税務局市町村税課

個人住民税(割毎)に係る東京都シェアの推移

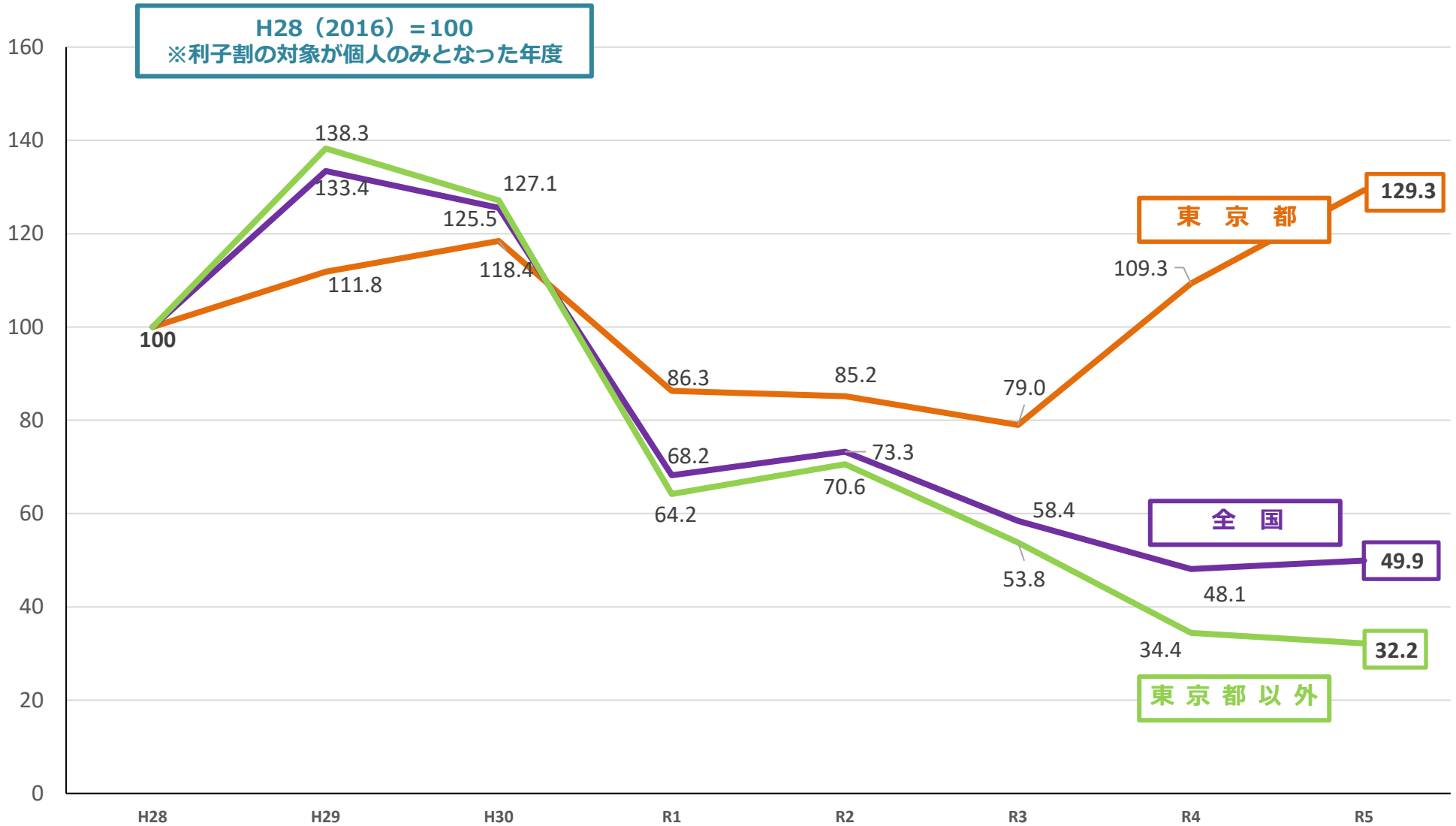


※1 決算統計データを基に作成。

※2 東京都人口シェアは令和2年度国勢調査人口等基本集計に基づき作成。

(参考) 東京都の利子割税込(H28比)

○ 近年、利子割の税込が全国的に減少する中、東京都は増加。

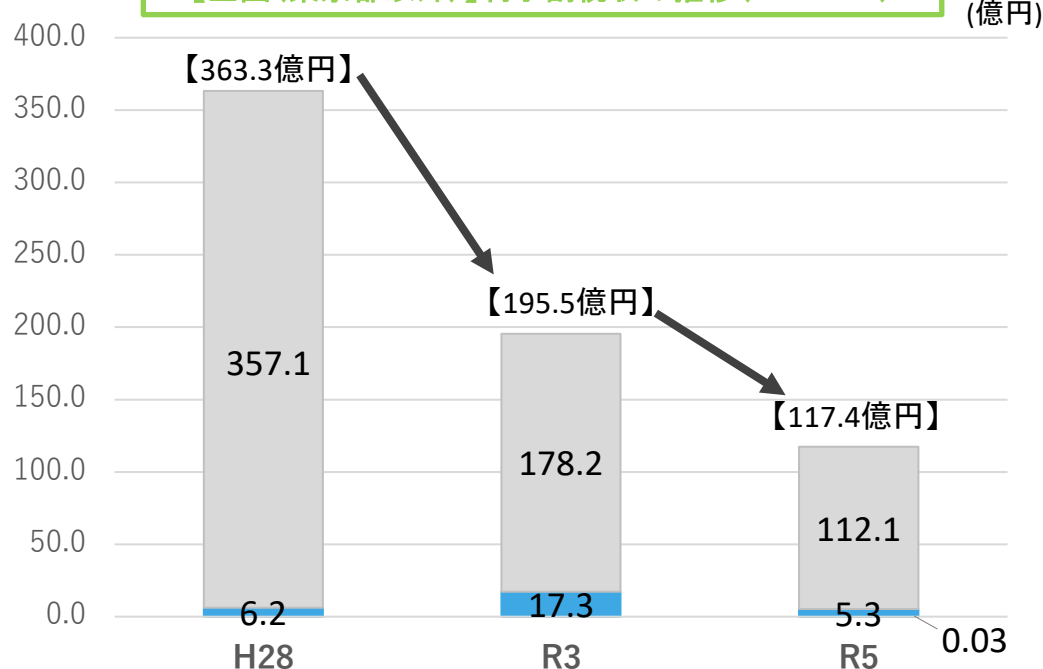


※ (出典)「日本銀行時系列統計データ」

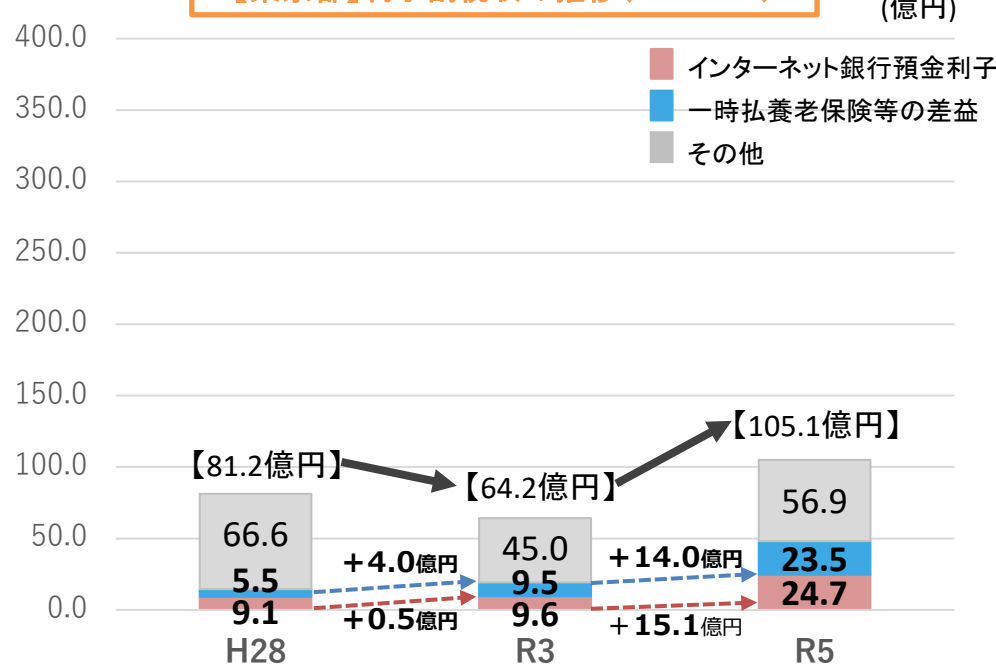
利子割税収の変動要因分析

- 全国（東京都除く）の利子割税収は、H28からR5にかけて約246億円の減少となっている。
 - 一方で、東京都の利子割税収はH28からR5にかけて約24億円の増加となっているが、主な要因としては「インターネット銀行預金利子」の増（+15.6億円）、「一時払養老保険等の差益」の増（+18億円）があげられる。
- ※「インターネット銀行」は調査対象10行のうち1行を除いて本社が東京都に所在しており、「インターネット銀行の銀行預金利子に係る利子割」のほぼ全額が東京都に帰属している。

【全国（東京都以外）】利子割税収の推移（H28→R5）



【東京都】利子割税収の推移（H28→R5）



出典：「道府県税の課税状況等に関する調」、総務省調査（インターネット銀行の課税額）

【インターネット銀行】

楽天銀行、住信SBIネット銀行、大和ネクスト銀行、ソニー銀行、auじぶん銀行、PayPay銀行、セブン銀行、UI銀行、ローソン銀行、みんなの銀行の10行。

【一時払養老保険等の差益】

初回の支払時に保険会社へ一括で保険料等を支払う形式の保険（例：死亡・高度障害状態の保障を備えるための資金形成、葬儀代等の死後の整理費用に係る資金形成）のこと。保険会社が保険期間等が5年以下のものまたは保険期間等が5年を超えるもので5年以内に解約されたものに基づく差益（受取保険金額－支払保険料総額）に対して利子割が発生。

都道府県別の利子割の利子割税込シェアと預貯金残高シェア（住所地ベース）との比較

○ 都道府県別の利子割税込と預貯金残高（住所地ベース、推計値）のシェアを比較すると、東京都における両者の差が著しく大きい。

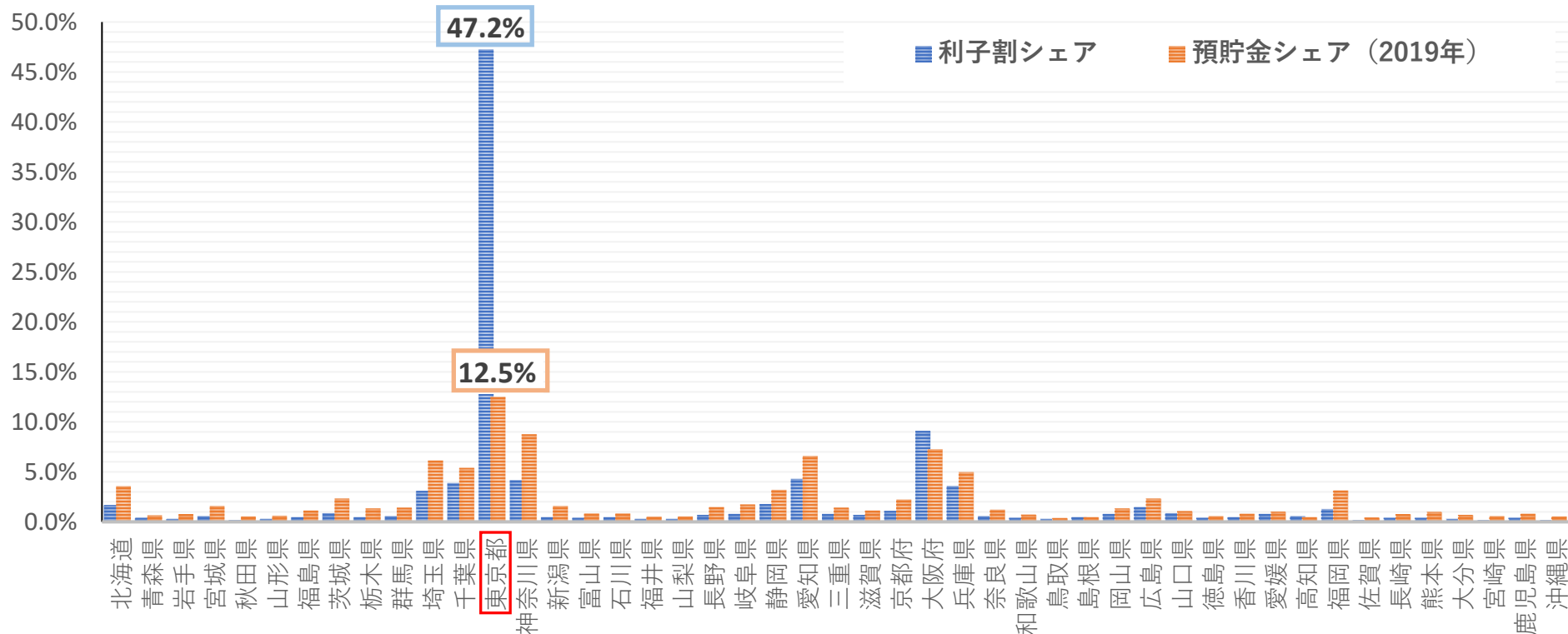
預貯金シェアの推計方法

各都道府県の預貯金残高（住所地ベース）＝ 各都道府県の1世帯あたり預貯金額（※1） × 世帯数（※2）

（※1） 2019年全国家計構造調査（調査対象：全国9万世帯） 家計資産・負債に関する結果における各都道府県の1世帯当たり預貯金額

（※2） 住民基本台帳（人口動態及び世帯数調査2019.1.1時点）

全国シェア



令和7年5月9日

資料3

税収帰属の適正化に向けた方策の検討

総務省自治税務局市町村税課

個人住民税に関する法令の規定①

■ 地方税法(昭和25年法律第226号)(抄)

(道府県民税の納税義務者等)

第二十四条 道府県民税は、第一号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、…(略)…第五号に掲げる者に対しては利子割額により、第六号に掲げる者に対しては配当割額により、第七号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額により課する。

一 道府県内に住所を有する個人 (注)

二～四の二 (略)

五 利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で道府県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける個人

六 特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において道府県内に住所を有するもの

七 特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において道府県内に住所を有するもの

2 前項第一号、第六号及び第七号の道府県内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、その道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に記録されている者(…(略)…)をいう。

(注) 住所は均等割・所得割の賦課期日(第39条)である1月1日時点のもの

個人住民税に関する法令の規定②

【配当割に関する住所の実務上の把握方法】

- 課税対象は上場株式等の配当等。
- 特別徴収義務者は配当等の支払を受ける者の告知をベースに住所地を把握。
- 上場株式等の配当等の支払を受ける者についての住所等の届出に関しては所得税法において以下のとおり規定。
→ 配当等の支払の確定する日までに、氏名、住所及び個人番号を告知し、確認を受けなければならない。

【株式等譲渡所得割に関する住所の実務上の把握方法】

- 課税対象は金融機関に開設されている「特定口座」内で生じた上場株式等の譲渡所得。
- 特別徴収義務者が特定口座について届け出されている口座名義人の住所地をベースに把握。
- 特定口座についての住所等の届出に関しては租税特別措置法において以下のとおり規定。
→ 「特定口座」を開設しようとする場合には、住民票等の提示により、金融機関に対し、氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、確認を受けなければならない。
→ 口座開設者は、氏名、生年月日、住所及び個人番号が変わる場合には、遅滞なく、金融機関に届け出なければならない。

➤ 預金利子については、住所等の告知義務の対象外とされている。

個人住民税の基本的性格

- 個人住民税は、地方団体とその住民の間に存在する受益と負担の関係に基づき課税されるもの。
- したがって、住民に対して課すること(住所地に基づく課税)が原則であり、納税義務者の住所地と税収帰属地はできる限り一致することが望ましいものと考えられる。

政府税制調査会「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」(平成12年7月)(抄)

14. 個人住民税関係

(1) 個人住民税の意義

① 地方自治を支える個人住民税

個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格(負担分任の性格)を有している…(略)…。

地方公共団体は、住民に対し、日常生活に密着した様々な行政サービスを提供していますが、個人住民税は、このような行政サービスの実施主体である地方公共団体がその課税主体となり、受益者である住民に広く課税するもの…(略)…。

- 上記の個人住民税の基本的性格は、利子割にも適用されるべきもの。

各課税方式における「住所地と税収帰属地の一致」

	均等割・所得割	配当割・株式等譲渡所得割	利子割
税収の帰属先	納税義務者の住所地都道府県等	納税義務者の住所地都道府県	納税義務者の 口座所在地都道府県 (概ね住所地と一致するとの考え方)
課税主体	市町村・都道府県 (市町村が都道府県分も徴収)	都道府県	都道府県
徴収した歳入の 住所地市町村 への配分方法	— (税として徴収)	交付金(税収の3/5) ※個人の道府県民税の決算額3ヵ年 平均で配分	交付金(税収の3/5) ※個人の道府県民税の決算額3ヵ年 平均で配分

○ 均等割・所得割・配当割・株式等譲渡所得割については、住所地と税収帰属地が一致(配当割・株式等譲渡所得割については、金融機関等の事務負担に配慮し、住所地都道府県に納入(都道府県段階で住所地と税収帰属地が一致))。

○ 利子割については、利子所得の発生的大量性等から、その情報を完全に捕捉し、納税義務者の住所地に区分して納入することが困難であること等の金融機関等の事務負担に配慮し、納税義務者の口座所在地都道府県で課税。

※制度創設当時において、納税義務者の口座所在地と住所地は都道府県単位で概ね一致するとの考え方を踏まえたもの

○ なお、利子割・配当割・株式等譲渡所得割は、道府県民税としているが、実質的には所得割と同様の性格を持つ個人所得課税であることから、所得割の都道府県・市区町村への配分を踏まえ、税収の3/5を市町村に交付する仕組みとすることで、市町村段階での最終的な歳入が、市町村ごとに課税した場合に近似したものとなるようにしている。

第2回検討会における金融機関ヒアリング結果概要

【住所地の把握】

- 利子割を住所地に基づく課税とするために必要な納税義務者(口座保有者)の正確な住所地を完全に把握することは現実的ではない。

【住所地課税とした場合の負担】

- (仮に住所地の把握が可能であったとしても、)現在の利子割納付に用いているシステムを住所地課税ベースに改修するためには、時間・費用ともに相当の負担がかかる大規模なシステム改修が必要となる。システム更改のタイミングは金融機関によって異なるため、全金融機関で同時に対応することは不可能であり、全金融機関が対応を完了するまでには相応の準備期間を要する可能性がある。
- 現在、営業所等が所在しない都道府県に新たに納付する必要があるなど、現行の事務フローも大幅に変更する必要があるため、金融機関における負担が大きい。

【その他】

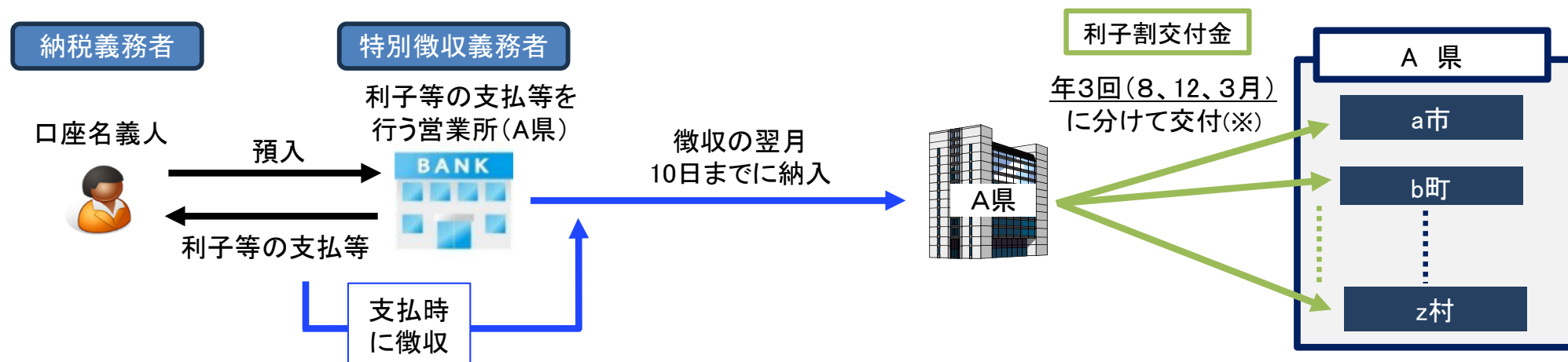
- 支店統廃合の場合には「店舗内店舗形式」を採り、1つの店舗内に複数の支店等が同居することで、統廃合前の支店の名称も残ることとなる。

※県境を跨いで統廃合がされた場合、利子割の納入先は統合後の支店が所在する都道府県となる。

(参考) 利子割の徴収・交付に係る事務フロー

- 利子等の支払等を行う金融機関は、当該支払等の際に徴収した道府県民税利子割を、徴収の翌月10日までに利子等の支払の事務等を行う営業所等所在地の都道府県に納入する。
- 都道府県は、納入された利子割の一部を毎年3回(8月、12月、3月)、当該都道府県内の市町村に交付する。

【事務フロー】



(※) 交付基準: 各市町村に係る個人の道府県民税収入決算額(*)の個人の道府県民税収入決算額の合計額に対する割合の前年度以前3年度分の平均値

- ・指定都市に係る個人の道府県民税については、所得割の税率が異なる(2%(通常は4%))ため、交付基準を補正
- ・各市町村が実施した減免(道府県民税も連動)や都道府県が設定した超過税率(当該都道府県内では一律)が適用された額

(参考)道府県民利子割納入申告書

道府県民税利子割納入申告書

知事殿		特 別 徴 収 者 ・ 取 扱 営 業 所 等	県・営	
令和 年 月 日提出	所在地及び名称	(所 属)	(電 話)	
特別徴収義務者番号	法人番号			
処理事項	口座番号	加入者名		
支 払 金 額	0 1			
特 別 徴 収 税 額	0 2			
(延 滞 金)	0 3			
納 入 金 額 合 計	0 4			
課 税 事 務 所	受 付 印			
(取 り ま と め 店)				
(取 り ま と め 局)				都道府県 局(〒)
上記のとおり利子割の納入について 申告します。(都道府県保管)				

第十二号の三様式(第三条の七関係)

現行の納入申告書においては、
納税義務者ごとに税額等を
記載する様式とはなっていない。

備考

- この納入申告書には、第12号の4様式、第12号の4の2様式又は第12号の4の3様式の計算書及び都道府県内の営業所等分を一括納入する場合には、第12号の5様式の営業所等別明細書を添付すること。
- この納入申告書の記載の要領は、次によること。
 - 「令和 年 月 日提出」欄には、利子等の支払をした年月を記載すること。
 - 「特別徴収義務者番号」欄には、都道府県知事が指定した番号を記載すること。
 - 「特別徴収義務者・取扱営業所等」欄には、特別徴収事務を実際に行う営業所等(本社、本店を含む。)の所在地及び名称等を記載すること。
 - 「特別徴収義務者・取扱営業所等」欄中の「法人番号」欄には、特別徴収義務者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
 - 「県・営」欄は、都道府県内の営業所等分を一括納入する場合は「県」を、営業所等毎に納入する場合は、「営」を○で囲むこと。
 - 「処理事項」欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。
 - 「支払金額」欄には、利子割が課される利子等の支払金額を記載すること。
 - 「特別徴収税額」欄には、支払金額について特別徴収して納入すべき税額を記載すること。
 - 「納入金額合計」欄には、特別徴収税額と延滞金の合計額を記載すること。

第2回検討会における地方団体ヒアリング結果概要

【住所地課税の原則】

- 個人住民税は「地域社会の会費」的な性格を有し、応益性の原則から納税義務者の住所地に納めることが原則であることから、利子割についても住所地に基づく課税を行うことが原則。
- ただし、これを実現するには、地方団体・金融機関双方で事務負担の増加やシステム改修などの課題がある。

【清算制度】

- 住所地課税が原則ではあるが、清算制度は、住所地に基づく課税と比較して事務負担の増加等が小さいと思われる。
- 清算制度の導入に際しては、住所地に基づく課税を採用している配当割や株式等譲渡所得割との考え方の整理、各地方団体の合意が得られる清算基準の設定、清算システムの構築や運営委託に伴う事務負担等を踏まえた検討が必要。

【譲与税化】

- 住所地に基づく課税を採用している配当割や株式等譲渡所得割との考え方の整理、各地方団体の合意が得られる譲与基準の設定のほか、なぜ国税化が必要なのかの整理も必要であり、慎重な検討が必要。

利子割の税収帰属の適正化に向けた基本的考え方(案)

- 個人住民税のあるべき税収帰属地は、個人住民税の基本的性格を踏まえ、納税義務者の住所地が所在する都道府県・市町村(住所地都道府県等)であり、課税団体も、利子等に係る個人住民税(利子割)を除き、住所地都道府県等としている。
- 利子割については、利子等の発生の大量性等から納税義務者(口座開設者等)の住所地都道府県で課税することが困難であったこと等から、個人住民税のあるべき税収帰属地である住所地都道府県ではなく、納税義務者の口座所在地都道府県を課税団体としている。
- 利子割の創設時においては、納税義務者の口座所在地と住所地は都道府県単位で概ね一致と考えられていたが、近年、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、利子割のあるべき税収帰属地と課税団体の乖離が拡大しているものと考えられる。
- 本来は、利子割についても住所地課税を実現すべきもの。
- ただし、現実的には、特徴義務者・納税義務者・地方団体それぞれの事務負担に配慮する必要があるほか、所得税においては、納税義務者の住所等の告知義務や源泉徴収義務者の法定調書提出義務の対象外とし、源泉分離課税で完結する仕組みを採っていること等、利子等に対する課税全体としての合理性を踏まえて検討することが必要ではないか。
- 利子割について、住所地課税の実現が困難であっても、利子割のあるべき税収帰属地と課税団体の乖離が拡大している現状に対し、早急に対応するための何らかの措置が必要ではないか。

あるべき税收帰属地と課税団体

	個人住民税所得割
①あるべき税收帰属地	納税義務者の 住所地都道府県等
課税団体と できない理由	なし 一致
②課税団体	納税義務者の 住所地都道府県等
あるべき税收帰属地に税收 を帰属させるための制度	なし

個人住民税利子割	(参考) 地方消費税
納税義務者の 住所地都道府県	最終消費地の 都道府県
利子等の発生の大量性、 口座の住所地把握の 困難さ 等	膨大な課税取引ごとに、 県境税調整を行う必要 等
納税義務者の 口座所在地都道府県	本店等所在地の 都道府県
なし (①と②が 概ね一致 すると の考えに基づく)	清算

インターネット銀行の伸長等の社会経済の
構造変化により、①と②の乖離が拡大

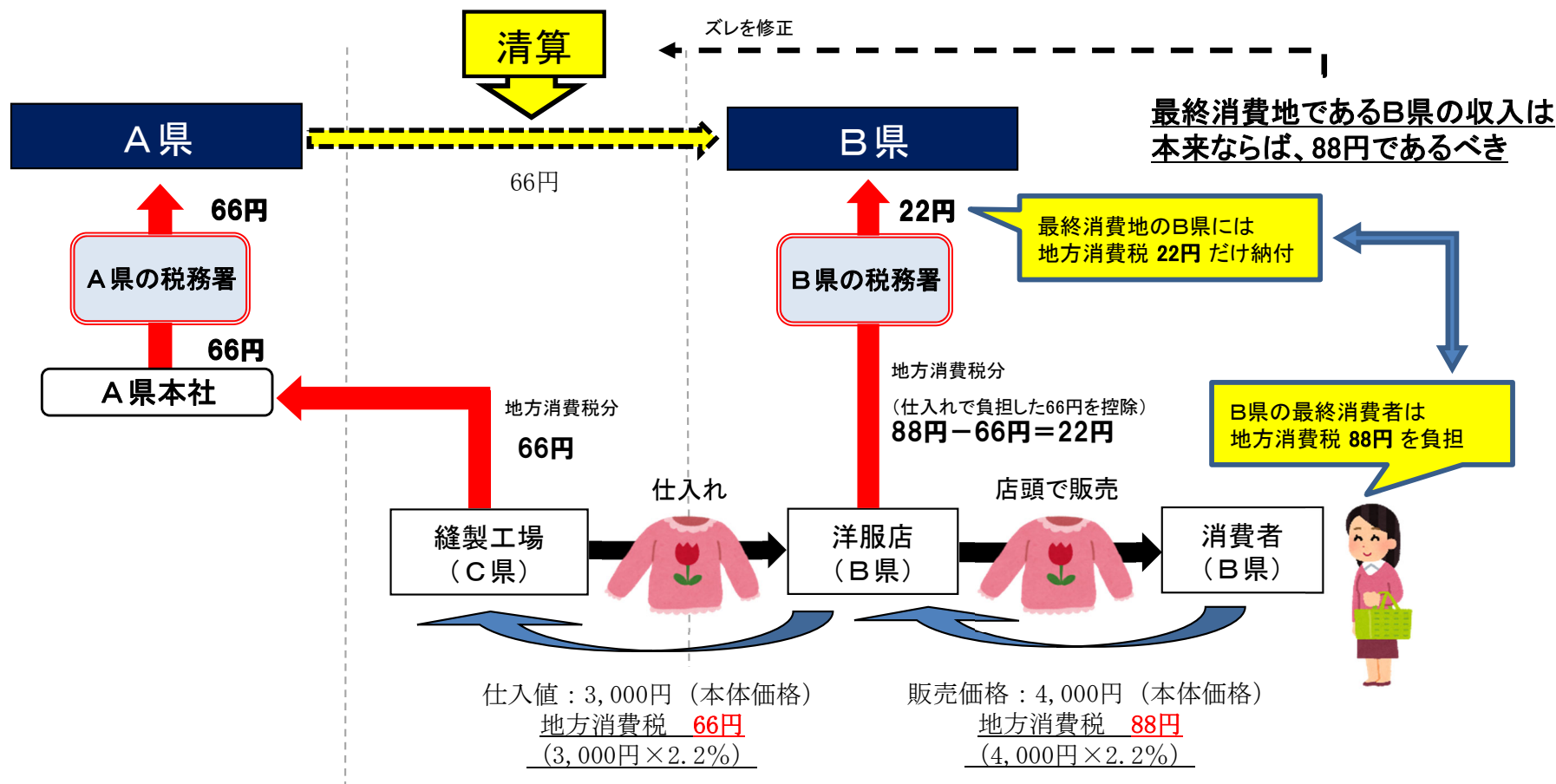
→ 何らかの措置が必要ではないか

(参考)地方消費税の概要

項 目	内 容						
1. 課税主体	都道府県						
2. 納税義務者	(譲渡割) 課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く)及び特定課税仕入れを行った事業者 (貨物割) 課税貨物を保税地域(外国貨物を輸入申告前に蔵置する場所)から引き取る者						
3. 課税方式	(譲渡割) 当分の間、国(税務署)に消費税と併せて申告納付(本来都道府県に申告納付) (貨物割) 国(税関)に消費税と併せて申告納付						
4. 課税標準	消費税額						
5. 税 率	～令和元年9月: 63分の17(消費税率換算 1.7%) 国の消費税とあわせて 8%						
	令和元年10月～: 78分の22(消費税率換算 2.2%) 10%						
	<軽減税率対象> 78分の22(消費税率換算 1.76%) 軽減税率 8%						
6. 税 収	62,632億円(令和5年度決算額) ※令和7年度地方財政計画額: 65,227億円						
7. 使 途 (平成26年4月～)	制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費(税率引上げ分のみ)						
8. 清 算	国から払い込まれた地方消費税額を最終消費地に帰属させるため、消費に関連した基準等によって都道府県間で清算 <table> <tr> <th>指 標</th><th>ウェイト</th></tr> <tr> <td>①「小売年間販売額(経済センサス活動調査)」と ②「サービス業対個人事業収入額(経済センサス活動調査)」の合算額</td><td>50%(1/2)</td></tr> <tr> <td>③「人口(国勢調査)」</td><td>50%(1/2)</td></tr> </table>	指 標	ウェイト	①「小売年間販売額(経済センサス活動調査)」と ②「サービス業対個人事業収入額(経済センサス活動調査)」の合算額	50%(1/2)	③「人口(国勢調査)」	50%(1/2)
指 標	ウェイト						
①「小売年間販売額(経済センサス活動調査)」と ②「サービス業対個人事業収入額(経済センサス活動調査)」の合算額	50%(1/2)						
③「人口(国勢調査)」	50%(1/2)						
9. 交 付 金	税込(清算後)の2分の1を市町村に交付 交付基準 人口(国勢調査)と従業者数(経済センサス活動調査)1:1で按分 (平成26年4月以降、税率引上げ分については、人口のみで按分)						
10. 沿 革	平成9年4月 創設 平成26年4月 税率100分の25(消費税率換算1%)から63分の17(消費税率換算1.7%)に引上げ 令和元年10月 税率63分の17(消費税率換算1.7%)から78分の22(消費税率換算2.2%)に引上げ						

(参考) 消費税の多段階課税の仕組みと地方消費税の清算の考え方

- 地方消費税の税負担は、「最終消費者」に求めるものなので、税収も最終消費地の都道府県に入るべきもの
- 一方、地方消費税の納税は各流通段階で事業者が行うため、納税地の都道府県と最終消費地の都道府県にはズレが生じる
- このズレを修正するため、消費に相当する額に応じて税収を調整する「清算制度」を導入
地方税法第72条の114 「……各道府県ごとの消費に相当する額に応じて按分し、……」



(注) 実際には、地方消費税分(2.2%)だけでなく、国の消費税分をあわせた分(10%)がそれぞれの段階で申告納付される。

(参考)地方消費税の清算制度の意義と役割

〔地方消費税に関する検討会報告書(平成29年11月)抄〕

2. 地方消費税の清算制度の意義と役割

(1) 地方消費税と清算制度

(前略)

地方消費税は、国の消費税と密接不可分の制度として仕組むこととされたものであり、国の消費税と同様に、各流通段階で事業者課税する一方、前段階税額控除の仕組みを採ることとして、その税負担を最終消費者に求める多段階の消費課税である。このため、仕向地原則(※)に基づき、「最終消費地と税収帰属地」は一致することが求められる。

この「最終消費地と税収の帰属地の一致」については、例えば、課税資産が生産されてから、卸売等を経て、最終消費に至るまで、課税資産の譲渡等が全て同一都道府県内で完結する場合については、問題なく一致する。

一方で、生産・流通・消費過程が複数の都道府県にまたがる場合、「最終消費地と税収の帰属地の不一致」が生じることから、課税取引ごとに「県境税調整」を行う必要が生じる。しかしながら、これを実施するためには膨大な事務負担が生じることから、現実的な仕組みとして、地方公共団体間においてマクロ的な消費関連の指標により清算を行い、都道府県ごとの「消費に相当する額」に応じて按分した額を各都道府県における地方消費税収として帰属させることとし、「最終消費地と税収帰属地」を一致させるための調整を行うこととしたものである。

したがって、地方消費税は税それ自体としては各地方公共団体が事業者課税することで完結し、この清算制度は地方公共団体の公金の受渡しに過ぎないように見えるが、実際には最終消費地と税収の帰属地を一致させるための地方消費税の理論上不可欠な制度として構築されたものである。

つまり、地方消費税と清算制度とが一体となって、最終消費地と税収帰属地がマクロ的に一致し、地方消費税制度が地方独自の多段階型の消費課税として成り立っており、かつ、これらの制度は、これまで20年にわたって安定的に運営され、既に我が国に定着したものといえる。

※ 財産・サービスの取引に対する消費課税について、その取引により財産の移転される地を課税管轄地とする考え方。